研究成果有体物提供に関する契約

国立大学法人滋賀医科大学（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）は、甲が乙に研究成果有体物を提供するにあたり、次のとおり契約を締結する。

（成果有体物）

第１条　甲は、乙からの要請に基づき、別紙の研究成果有体物（以下「本成果有体物」という。）を乙に無償で提供する。

（受領書）

第２条　乙は本成果有体物を受領後、速やかに受領書を甲に提出するものとする。

（使用目的）

第３条　乙は本成果有体物を学術的研究のためにのみ使用するものとし、他の如何なる目的にも使用しないものとする。

２　乙は、本成果有体物を人に対して使用してはならない。

３　乙は、本成果有体物を乙の研究施設において使用するものとする。

４　乙は、本成果有体物、本成果有体物から得られた成果有体物及び本成果有体物に変更を加えることによって得られたもので本成果有体物の主要な要素を備えたものを、甲の事前の書面による承認なしに第三者に移転してはならない。

（秘密保持）

第４条　乙は、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本契約に基づき甲から提供又は開示された本成果有体物の情報すべてを秘密にし、本成果有体物を用いた研究のために必要となる乙の研究員のみに開示し、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、この義務は本契約に基づき甲から開示された情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものには適用しないものとする。

（1） 甲から提供または開示の時点で、既に公知であるもの

（2） 甲からの提供または開示後、第三者の公表により、または乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの

（3） 提供または開示の時点で、既に乙の所有に属するもので、書面でこれを適正に証明できるもの

（4） 独立した何らの法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの

（5） 甲から提供された情報に基づかないで、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面で適正に証明できるもの

（6） 裁判所の命令または法律の規定に基づき、乙に対して開示が強制されるもの

（研究成果の取扱）

第５条　乙は、本成果有体物を使用した研究について新たな成果が生じたときは、速やかに甲に通知し、その取扱について甲と協議するものとする。

（成果の公表）

第６条　乙が本成果有体物を使用して行った研究の成果を論文等として公表するときは、本成果有体物は甲から提供を受けたものであることを明記するものとする。

２　乙が本成果有体物を使用して行った研究の成果を公表したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

（損害・保証）

第７条　本成果有体物は、研究の過程において生み出された実験的なものであり、甲は乙に対して明示、黙示を問わず一切の保証をしない。また、甲は、乙の本成果有体物の取扱いにおいて発生した事故等の乙及び第三者への不利益に対して直接、間接を問わず、一切の責任及び損害賠償義務を負わない。

（協議）

第８条　本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

以上の契約締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえそれぞれ１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　滋賀県大津市瀬田月輪町

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人滋賀医科大学長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

＜別　紙＞

　１．本成果有体物を譲渡する者

　　　　国立大学法人滋賀医科大学

　　　　所属、職名及び氏名

　２．本成果有体物を譲与される者

　　　　所属、職名及び氏名

　３．本成果有体物の名称

　４．本成果有体物の数量

　５．本成果有体物の内容

　６．本成果有体物の使用目的

　７．その他特筆すべき事項